

# わが国の 経済安全保障政策の動向



MS&ADインターリスク総研株式会社  
基礎研究部 基礎研究グループ  
マネジャー 上席研究員 土居 英一

## 要旨

- 2022年5月、経済安全保障推進法が成立・公布された。多岐にわたる経済安全保障上の課題の中から、まず取り組むべき分野として、①サプライチェーン強靱化、②基幹インフラ対策、③重要技術の研究開発、④秘密特許に絞られている。基本的な方向性は、自律性の向上、優位性・不可欠性の確保、国際秩序の維持・強化である。
- 経済安全保障推進法の公布後の主たる関連動向:2022年8月に内閣府に新たに「経済安全保障推進室」を設置、同9月、推進法全体の基本方針と①サプライチェーン強靱化、③重要技術の研究開発の基本指針が閣議決定された(残りの②と④の基本指針は2023年3月に閣議決定予定)。同12月には11物資をサプライチェーン強靱化の対象となる特定重要物資に指定、2023年2月に経済安全保障推進会議でセキュリティ・クリアランス制度の法整備検討が指示された。2024年の通常国会へ同制度を含む経済安全保障推進法の改正案提出を目指している。
- 2022年12月、わが国の安全保障に関する根幹文書である安保3文書(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)が改定された。特に、最上位文書である「国家安全保障戦略」の改定内容はこれまでの安全保障の考え方を刷新するもので、「経済安全保障」も重要なテーマのひとつとして織り込まれた。
- 企業等においては、経済安全保障推進法の対象企業であるかどうかにかかわらず、この機にグローバルサプライチェーンの点検、重要機密情報の管理等について検討すべきである。

## 1 本稿のテーマに関連する背景

いま、わが国でも安全保障環境上の脅威が焦点となっている。新型コロナ禍という特殊な経験も踏まえ、政府は長らく議論されてきた安全保障に対する方針等の変更について一定の結論を出し、実行に移す改革のさなかにある。

2022年12月、わが国の安全保障に関する根幹文書である安保3文書(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)が改定された。特に、改定国家安全保障戦略はこれまでの安全保障の考え方を刷新するもので、本稿で取り上げる「経済安全保障」も重要なテーマのひとつとして織り込まれた。守るべき「国益」の定義と、それに伴って、目標や手段・方法等が見直された。経済安全保障推進法(経済施策を一体的に

講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律。以下「推進法」)でも定義されなかった「経済安全保障」という言葉も定義された。

また、第211回国会の施政方針演説(2023年1月23日)で、岸田総理は「労働コストや生産コストの安さのみを求めのではなく、重要物資や重要技術を守り、強靱(きょうじん)なサプライチェーンを維持する経済モデル」を目指すことが世界共通となっており、これは「新しい資本主義」の基本に含まれていると話す等、安全保障の説明部分以外でも経済安全保障の重要性を訴えた。

つまり、経済安全保障は、変更されたわが国の新しい国家安全保障戦略等の柱のひとつである。国は国益<sup>注1)</sup>を守る安全保障上の手段のひとつとして経済的手段を認知し(経済は守る目的であるが、同時に手段でもある)、安全保障の一環として

経済活動への支援、規制等を始めたこととらえるとよい。

本稿では、推進法公布以降の関連動向について概説するとともに、上記の「国家安全保障戦略」の改定につき「経済」面を中心に概説する。当該問題に関与する企業等がどのように本課題に向き合うべきかについても適宜触れる。

(2023年2月初旬時点の情報をもとに執筆している。23年1月開会の国会動向、その後の社会動向等についての反映は限定的である。)

## 2 経済安全保障とは

経済安全保障の定義は難しく、推進法でも定義されず、また専門家等の間でも多様であったが、2022年12月の安保3文書改定時に、新しい国家安全保障戦略において定義された。そこで経済安全保障は、「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」とされた。

注目すべき点をひとつあげると、これまでの多くの定義は経済を「手段」と表現するにとどまっていたが、この定義では、経済(経済的な繁栄)を守る「目的」であると明記された。国民の生命・身体・財産等の安全を守るために経済安全保障の取り組みをすることに意義を感じるとしても、経済的な繁栄も目的とされるほうが関係する民間企業等のモチベーションはより高まるであろう。

なお、わが国の経済安全保障の基本的な方向性は、自律性の向上、優位性・不可欠性の確保、国際秩序の維持・強化である。

## 3 経済安全保障推進法と公布後の関連動向

### (1) 経済安全保障推進法の制定

推進法は2022年5月11日に成立し、同5月18日に公布された。多岐にわたる経済安全保障上の課題の中から、まず取り組むべき分野として、①サプライチェーン強靱化、②基幹インフラ対策、③重要技術の研究開発、④秘密特許の4分野(4本柱)に絞り、それらをどのように進めるか等につきとりまとめられた法律である。

推進法を大きくとらえると、①サプライチェーン強靱化と③重要技術の研究開発の2分野は、政府により、対象物資や技術が決められるものの、希望する企業への融資や助言といった「支援」の色合いが強い。一方、②基幹インフラ対策や④秘密

特許の2分野は、対象となる企業や特許申請案件が国により選定される等、「規制」の色合いが強い<sup>注2)</sup>。

推進法は、全体の基本方針をはじめ、4本柱それぞれの基本指針、細かい対象等を定めない段階で公布された。詳細は公布以降、順次、政令等で定められていく。4本柱が進められるスケジュールもそれぞれ異なるものの、公布後の約5年間に集中的に取り組むとみられる。

### (2) 推進法の動向

推進法公布以降の主要な動きをまとめる。まず、2022年8月1日に内閣府に新たに「経済安全保障推進室」が設置された。推進法の総則と、①サプライチェーン強靱化および③重要技術の研究開発が同8月1日に先行施行され、基本方針と①、③の基本指針が同9月30日に閣議決定された(次頁図1)。

同12月20日、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物ならびに船舶の部品の11物資が、サプライチェーン強靱化の対象となる特定重要物資に指定された。供給確保計画の認定を受けた事業者は、政府の指定する金融機関から日本政策金融公庫が提供する長期・低利のリースステップローンを原資とした融資を受けられる等のメリットがある。なお、供給確保計画の認定等は既に進んでいる。関係される事業者は関係省庁HPを確認されるか直接問い合わせられることをお勧めしたい。

重要技術の研究開発(③)の対象技術は、政府の経済安全保障推進会議等により2022年9月16日にまとめられた経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン(第一次)に27種類示されている。

2023年2月8日、②基幹インフラ対策と④秘密特許それぞれの基本指針案を政府が示した。今後、有識者会議等での検討を経て、同3月にも閣議決定される予定である。本稿が公開されるころには内容が明らかになっていると考える(次頁図1)。

2023年2月14日、経済安全保障推進会議にて岸田総理は、セキュリティ・クリアランス制度(後述)の法整備の検討を高市経済安保担当相へ指示した。1年程度の検討を経て、2024年の通常国会へ同制度を含む推進法の改正案提出が目指される。

本来、経済安全保障の範囲を特定することは難しい。ただ、わが国では「安全保障を確保するための手段についても、従来の外交・防衛といった手段はもとより、経済上の措置を用いて対処することの必要性が増している(基本方針より)」といった記載等を踏まえると、基本的に、他国からの特定の物資の輸入困難、基幹インフラへのサイバー攻撃、他国で軍事開発に利用されかねない技術流出への対抗等が想定されているとみられる。たとえば、米国等では自然災害、感染症のパンデミック等も

まとめて経済安全保障の範囲内の活動として取り組んでいるようであるが、それと比較してわが国の取り組みの範囲は絞り込まれていると考えられそうである。



【図1】基本方針と4本柱の基本指針との関係  
(出典:内閣府 経済安全保障推進室2022年8月8日「経済安全保障推進法に係る状況について」を基にMS&ADインターリスク総研作成<sup>2)</sup>)

## 4 新しい「国家安全保障戦略」における経済安全保障

### (1)新しい国家安全保障戦略の特筆点と構成

2022年12月に改定された国家安全保障戦略は、わが国の安全保障に関する最上位に位置し、外交、防衛、経済安全保障、技術、サイバー、海洋、宇宙、情報、政府開発援助(ODA)、エネルギー等のわが国の安全保障に関連する分野の諸政策に戦略的な指針を与える政策文書である。

安保3文書のほかの2文書(国家防衛戦略、防衛力整備計画)が軍備に重きを置いていることと異なり、経済安全保障分野やエネルギー・食料安全保障をはじめとした全体の大枠が定められている。「国益」から順にトップダウン型でまとめられており、実際の制約(人員、予算等)に捕らわれすぎず、あるべき論でまとめられている。具体的な詳細は今後検討するとみられる。

改定内容としては、まず、根幹となる「国益」が見直された。それを踏まえて安全保障に関する基本的な原則が示された。

続いて、わが国を取り巻く安全保障環境と、安全保障上の課題が示され、それらを踏まえた安全保障上の目標が設定され、最後にその目標達成に向けた手段と方法(戦略的アプローチ)が示された。

手段は、総合的な国力<sup>注3)</sup>(外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力)となる。経済の繁栄を守るためにも、これら総合的な国力を最適に組み合わせて実施するのがこれからの安全保障となる。

### (2)新しい国家安全保障戦略における「国益」

大きく変更されているわけではないが、根幹でもあるため、ここで「国益」に関する記載内容を確認する。大きく3項目に分けられている。全文は長いため、それぞれ筆者にて要約した(表1)。

【表1】2022年12月に改定された「国益」  
(下線は、2013年の国益から追加された主な箇所)

<p><b>①(基本事項)</b></p> <p>わが国の主権と独立を維持し、領域を保全し、国民の生命・身体・財産の安全を確保する。わが国の豊かな文化と伝統の継承、民主主義を基調とする平和と安全を維持し、その存立を全うする。<u>世界で尊敬され好意的に受け入れられる国家・国民であり続ける。</u></p> <p><b>②(経済成長)</b></p> <p>経済成長を通じてわが国と国民のさらなる繁栄を実現する。それによりわが国の平和と安全をより強固なものとする。開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化し、わが国と他国が共存共栄できる国際環境を実現する。</p> <p><b>③(国際秩序)</b></p> <p>自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や、国際秩序を維持・擁護する。<u>特にインド太平洋地域において、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させる。</u></p>
---

(出典:内閣官房2022年12月16日「国家安全保障戦略」を基にMS&ADインターリスク総研作成)

改定後の「国益」の注目点は、「開かれ安定した国際経済秩序の維持・強化」と「共存共栄できる国際環境の実現」である。改定前の2013年のものに「国際経済秩序」という言葉は使用されておらず、代わりに自由貿易体制の強化や安定性・透明性の重視が記載されていた。

このことはここ数年の大きな変化を物語っている。すなわち自由貿易の劣化、世界貿易機構(WTO)の機能不全等が生じたことである。たとえば、米中対立等にて、保護主義とともられかねない貿易政策を採用する国が出て、自由貿易は確実に後退した。ロシアへの経済制裁の影響も大きい。一部の権威国家による経済への不公正な介入等により、政治と経済市場が独立したままのグローバル化の動きでは対処できない事態が多発した。

これまでは国際法が機能する自由貿易のもと、国を区別せず経済的な最適化を追求したグローバル化が進められてきたが、今生じている現実、それが困難になったということである。いまや経済安全保障的思考等を導入した、新たなグローバルサプライチェーン構築・強靱化を目指す国・企業が、わが国を含め増加する傾向にある(政策的に増加させようとするを含む)。つまり、政治が経済への関与を強めざるを得なくなっている。

### (3)戦略的アプローチ(目標達成に向けた手段と方法)の変化

国家安全保障戦略の改定前後のニュースでは、防衛予算のGDP比2%目標や、反撃能力・継戦能力の確保・強化等に注目が集まった。事実、危機意識の高まりの反映か、表2にある改定後の(1)~(3)等、防衛体制の強化や米国との協力の深化等の表現は、改定前より切迫感・緊張感が増している。

さらに記載項目の変化に注目されたい。表2の赤字下線のように、経済安全保障およびそれに近い安全保障問題の追記が多い。これらも大きな変化といえよう。つまり、経済安全保障関連の推進は、単に推進法ひとつのことでなく、一過性の問題でもなく、今後のわが国の安全保障等の政治の根幹に正式に組み入れられたことを意味する。

【表2】国家安全保障戦略の比較(赤字下線:経済安全保障関連の内容が追加された項目等)

■改定前(2013年12月閣議決定)(1のみ下位項目紹介)	■改定後(2022年12月閣議決定)((4)のみ下位項目紹介)
<p><b>1</b> 我が国の能力・役割の強化・拡大</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安定した国際環境創出のための外交の強化</li> <li>2. 我が国を守り抜く総合的な防衛体制の構築</li> <li>3. 領域保全に関する取組の強化</li> <li>4. 海洋安全保障の確保</li> <li>5. サイバーセキュリティの強化</li> <li>6. 国際テロ対策の強化</li> <li>7. 情報機能の強化</li> <li>8. 防衛装備・技術協力</li> <li>9. 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進</li> <li>10. 技術力の強化</li> </ol> <p><b>2</b> 日米同盟の強化</p> <p><b>3</b> 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化</p> <p><b>4</b> 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与</p> <p><b>5</b> 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化 普遍的価値の共有、自由貿易体制の維持・強化、エネルギー・環境問題への対応等</p> <p><b>6</b> 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開 日米同盟の強化、国際秩序の維持・発展、同盟国・同志国との連携強化等</li> <li>(2) 我が国の防衛体制の強化</li> <li>(3) 米国との安全保障面における協力の深化</li> <li>(4) 我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) <u>サイバー安全保障分野での対応能力の向上</u></li> <li>イ) 海洋安全保障の推進と海上保安能力の強化</li> <li>ウ) 宇宙の安全保障に関する総合的な取組の強化</li> <li>エ) <u>技術力の向上と研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のための官民の連携の強化</u></li> <li>オ) <u>我が国の安全保障のための情報に関する能力の強化</u></li> <li>カ) 有事も念頭に置いた我が国国内での対応能力の強化</li> <li>キ) 国民保護のための体制の強化</li> <li>ク) 在外邦人等の保護のための体制と施策の強化</li> <li>ケ) <u>エネルギーや食料など我が国の安全保障に不可欠な資源の確保</u></li> </ul> </li> <li>(5) <u>自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進</u></li> <li>(6) 自由、公正、公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化</li> <li>(7) 国際社会が共存共栄するためのグローバルな取組</li> </ol>

(MS&ADインターリスク総研作成)

## (4)経済安全保障関連の記載

まず、推進法および、その4本柱の着実な実行が記載されている。さらに、推進法を不断に見直し、さらなる取り組みを強化するとしており、4本柱に、他の分野を順次追加することがうかがえる。

推進法の4本柱以外の経済安全保障関連の記載として、エネルギー・食料など安全保障に不可欠な資源の確保(以下、「エネルギー・食料等の安全保障」)が示されている。

「国際経済秩序の維持・強化」も示されている。具体的には、世界貿易機関(WTO)を中核とした多角的貿易体制の維持強化や、不公正な貿易環境・経済的な威圧への対抗のための同盟国・同志国等と連携した国際規範の強化等である。また、途上国の自立性向上・経済発展のための支援等も含んでいる。

今後の推進法の拡張候補の筆頭は「セキュリティ・クリアランス制度」である。そのほかの法改正・整備の候補には「データ・情報保護」、「投資審査や輸出管理の強化」、「強制技術移転<sup>注4)</sup>への対応強化」、「研究インテグリティ<sup>注5)</sup>の推進」、「外国からの経済的な威圧に対する効果的な取り組み」等がある。

## (5)セキュリティ・クリアランス制度

セキュリティ・クリアランス制度はもともと推進法で4本柱の次の目標とされていたが、いったん見送られた内容である。当該制度を構築している国は欧米先進諸国で複数例みられるが、現状では日本にはない。国家の情報機関等が有するような安全保障上の機密情報や、安全保障上重要となりうる最先端の科学情報等を取り扱える資格者・施設を限定するために適格性を評価し、認定する制度が一般的である。公的機関だけでなく民間企業の個人・施設が取得できる制度も多い。

重要な機密情報を守秘できる個人・施設が認定されていれば、官民連携はより進展するであろう。また、同盟国・同志国と重要機密情報等について連携する際も、少なくとも日本で認定されていることが必要となる場合も増える可能性がある。また、認定されていればこそ共有できる情報の範囲も広がると考えられる。そのため、民間企業としても、競争力獲得や連携(海外企業や外国政府との連携を含む)等でメリットを享受するケースも増えよう。

ただし、審査では、経済的状況など個人情報の調査にも踏み込むため、人権への配慮が必要となるといった課題もある。慎重な制度設計を期待したい。

本稿執筆時点の最新情報としては、前述のとおり、2023年2月14日に、当該制度の導入の法整備の検討につき岸田総理から高市経済安保担当相へ指示があり、2024年の通常国会で推進法の改正案が提出されると目される。

機密情報に触れる役職員がいる等、この制度を取得することを想定できる企業においては、自社内の機密情報の管理レベル向上や、対象役職員の教育・管理強化等を早期に検討されてもよいと考える。

## 5 経済安全保障関連のわが国の取組事例

主な経済安全保障関連のわが国の取組事例を箇条書きで示す。

### 〈支援系〉

- ウクライナ紛争等を契機に露呈した半導体等の重要物資の供給途絶が発生しないようサプライチェーンを強靱化するため企業等を支援する。
- 安全保障上重要なわが国の先端技術を育成・活用するため企業等を支援する。

### 〈規制・制度系〉

- 他国からのサイバー攻撃等で停止したり、悪用されたりした際に重大な負の影響を受けかねない基幹インフラを運営する企業等が、重要設備を導入・維持管理する際の規制を導入する。
- 先端技術を巡る覇権争いが激化する国際環境を背景に、安全保障上機微な発明の技術等が流出しないよう秘密特許制度にて申請者の権利に配慮しつつ規制する。
- 安全保障上重要な機密情報等を漏洩(ろうえい)させず適切に扱える人や施設を認定するセキュリティ・クリアランス制度を設ける。

### 〈推進法以外を含めた関連する取組み〉

- 国際経済秩序や、エネルギー・食料等の安全保障を維持・強化する。
- 外資による安全保障上問題となりうる土地や企業の買収等の管理を強化する。
- 海外との貿易管理を強化する。たとえば、来日している留学生・研究者・組織役職員等の人による技術流出もみなし輸出として管理強化していく<sup>注6)</sup>。

等

## 6 各企業における 当該政策との向き合い方

各企業における本問題への関与は容易でない場合もあると考える。単純には安全保障を国とともに担う立場になったといえよう。ただし、多分に政治的で、企業単位はもとより、個人単位のイデオロギーにもかかわる問題であるため、組織が一丸となって取り組める場合もある一方、そうでない場合も少なからず生じうると考える。その際は、たとえば、推進法対応の際、規制には従うほかないものの、支援についても、支援を受けられる等のメリット自体に注目して受け入れることも一案と考える。

さらに、この機に、推進法の対象でない企業におかれても、経済安全保障に対応する体制整備(担当役員、担当組織、担当者等の設置等)、グローバルサプライチェーンの棚卸等の実施を検討されることをお勧めしたい。これらは、そもそも自社に対する関連リスク(供給途絶リスク、事業停止リスク、国家有事発生リスク等)への対応になりえる。なお、これまでの国際的な考え方や経済合理性と異なる判断を求められることもあるのが経済安全保障のひとつの側面ともいえる。

取り組みの必要性が見いだせず、結果として対策を講じない企業も少なくないと考えられる。しかし、たとえば台湾有事が生じた場合、中台との取引が困難となるリスクや、重要な海上輸送航路(シーレーン)が使えなくなる等により、中台以外の国々との輸出入も困難となるリスクも考えられる<sup>注7)</sup>。このような事態発生時の対応につき、この機会を通じ、簡略化した形式であっても検討されておく方が望ましいのではないだろうか。

戦後の日本には安全保障を軍事中心で考える傾向があったが、ここまで述べたとおり、戦争は武力によるものだけでなく、これを再認識することが肝要である。たとえば、「認知戦」という手法がある。相手国政府・国民の心理や認識に訴えかけ、意思決定に影響力を及ぼそうとする戦い方で、陸・海・空・宇宙・サイバー・電磁波に並ぶ戦い方も考えられている。認知戦自体をここで深くは論じないが、密偵を使って敵国の行政の中核や民衆を混乱させること等、とても古い時代からある戦い方である。第二次世界大戦以前の日本も他国も少なからずこのような手法を活用した。この手法が「認知戦」という呼称で昨今あらためて注目されている<sup>注8)、9)</sup>。SNS等を通じた他国のフェイクニュースなどにより世論が操作され政治の意思決定が変わることとなれば、それは民主主義への挑戦でもある。

経済安全保障でも、認知戦による他国の動向に配慮すべきであろう。たとえば台湾を統一する動きが現実となった場合も認知戦を含めあらゆる手段を複合した「超限戦」とも呼ばれる手法がとられる可能性は高い。また、認知戦に特に重きをおいた極端なケースでは、武力衝突なしに(たとえばシーレーンの封鎖や台湾世論の操作等を主として、台湾への直接攻撃を

しない)、ある日突然台湾とわが国の関係性が変わる等、考えられるシナリオは数多(あまた)あることもお伝えしておきたい。

既に諸外国の動向により負の影響が生じている企業等も多くあると考える。今後の国際情勢、わが国政府の動き等の機微をとらえ、また経済安全保障の主旨を踏まえ、自社およびサプライチェーンを守るリスクマネジメントを期待したい。

以上

### 参考文献・資料等

- 1) 鈴木一人「国家安全保障戦略における経済安全保障」東京大学公共政策大学院
- 2) 「経済安全保障推進法に係る状況について」内閣府 経済安全保障推進室2022年8月8日<<https://www8.cao.go.jp/cstp/anzenshin/program/2kai/siryos3-2.pdf>> (最終アクセス2023年3月10日)
- 3) 「6番目の戦場―『認知戦 (Cognitive Warfare) 』』ロイター2021年4月30日<[https://jp.reuters.com/article/idJP00093300\\_20210430\\_0320210430](https://jp.reuters.com/article/idJP00093300_20210430_0320210430)> (最終アクセス2023年3月10日)

### 注)

- 1) ここでの「国益」は、わが国の主権・独立の維持や国民の生命・身体・財産の安全確保等だけでなく、国際秩序の維持・擁護等も含んでいる。国益については後述する
- 2) 推進法の概要は、弊社発行「ESGトピックス2022年度第3号」を参照されたい
- 3) 米国等ではDIME (Diplomacy[外交]、Intelligence[情報]、Military[軍事]、Economy[経済])と言われるが、これに技術が加えられている
- 4) 企業が市場に参入する際に当局が技術開示を要求する事態等を指す
- 5) 研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性(文科省の定義より)
- 6) みなし輸出管理のあり方は2022年5月1日の制度改正により、見直されている
- 7) たとえば、中東からの原油をはじめASEAN、中東、アフリカ、欧州からの輸出入品の多くが台湾の東側や南側を通過する航路(日本のシーレーンといえる)を使用している。この航路が使用不能等になった際は、迂回航路を取るとしても運送時間やコストが跳ね上がる可能性がある
- 8) 「2017年米国防省情報局のスチュアート長官は、『戦争の本質は変わらないが、21世紀の戦いは、動的なものから大きく変わる可能性がある。敵は認知領域で戦争を行うために情報を活用している。戦いの前又は最中に意思決定の領域での情報戦に勝つことが重要である』との見解を示している。」(参考文献<sup>3)</sup>)
- 9) 2020年に示されたNATOの戦略文書には「認知戦(Cognitive Warfare)」という言葉が使用されている。NATOの戦略文書では、国際紛争が非対称かつグレイな形をとる傾向があり、認知科学を活用し人間の心を操る事態が増加しつつあるとの情勢認識を示している。そしてこれに対応するためには、「ナノテクノロジー、生物技術、情報工学及び認知学」への投資が不可欠と結論付けている。」(参考文献<sup>3)</sup>)